

■ 固定資産税の減額措置

1 耐震改修促進税制の概要

平成18年1月1日以降に適用対象となる耐震改修工事を行い次の要件を満たす住宅で、申告がされた場合に税額の減税措置が適用されます。

<対象となる家屋>

次のすべての要件を満たすもの

1. 申請者の所有する住宅であること
2. 昭和57年1月1日以前から所在する既存住宅
3. 現行の耐震基準（昭和56年6月1日施行の建築基準法施行令）に適合した改修工事を行った住宅
4. 1戸あたりの耐震改修工事費が50万円以上の住宅

なお、平成25年3月末までに契約した工事については、30万円以上が対象となります。

（ただし、耐震改修に直接関係のない壁の貼替えなどに要した費用は含みません。）

<減額措置>

耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税（1戸あたり120m²相当分までに限る。）を次のとおり減額するものです。

- （1）平成18年1月1日から平成21年12月31日までの間に耐震改修工事が完了
→ 翌年度から3年度分の固定資産税額を1/2に減額
- （2）平成22年1月1日から平成24年12月31日までの間に耐震改修工事が完了
→ 翌年度から2年度分の固定資産税額を1/2に減額
- （3）平成25年1月1日から平成27年12月31日までの間に耐震改修工事が完了
→ 翌年度分の固定資産税額を1/2に減額

<申告方法>

所定の申告書に、耐震改修を行ったことを証明する書類を添付し、改修後3カ月以内に市役所・資産税課（市役所2階 電話0276-47-1819）へ申告してください。

【現行の耐震基準に適合する耐震改修とは】

木造住宅にあつては、(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること又は精密診断法による上部構造耐力の評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること。

2 住宅耐震改修証明書の発行について

固定資産税の減額措置の申告には、耐震改修を行ったことを証明する書類が必要です。

	固定資産税の減額に必要な証明書
市の補助金を受けて耐震改修を行った場合	無料で発行します。 <必要書類> 証明申請書(別表)
市の補助を受けずに耐震改修を行った場合	耐震改修の設計及び工事監理を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人で発行ができます。 <必要書類> 証明申請書(別表)

○証明申請書<別表>

【注意】

固定資産税の減額措置は、個人が自ら居住の用に供する住宅に限定されているわけではないので、耐震改修を行った者が居住せずにその者の家族が居住している住宅、法人が賃貸の用に供している住宅等についても適用の対象になります。

また、耐震改修前において現行の耐震基準に適合する既存住宅についても、要件を満たす耐震改修が行われたものは減額措置の適用対象になります。

3 住宅耐震改修証明についてのお問い合わせ

太田市役所本庁7階 建築指導課 電話：0276-47-1837(直通)